

令和7年度

包括外部監査結果報告書

「県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について」

【概要版】

鹿児島県包括外部監査人

公認会計士濱田典彰

令和8年3月

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選択した特定の事件（監査のテーマ）

県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について

3. 監査対象年度

原則として令和6年度を監査対象とする。ただし、監査対象の性格から必要な範囲において過年度及び進行年度以降についても対象とする場合もある。

4. 監査対象部局

総務部財政課及び税務課並びに地域振興局及び支庁の総務企画部

5. 監査の実施期間

令和7年7月1日から令和8年1月31日まで

よって、令和8年2月1日以降に生じた事象については、報告書へ反映していない。

6. 包括外部監査人及び補助者

1) 包括外部監査人

公認会計士濱田典彰

2) 補助者

公認会計士岩切至久

公認会計士又木健文

公認会計士尾花洋一郎

7. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

1) 鹿児島県の財政環境と県税収入確保の重要性

近年、鹿児島県の財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、財政運営において深刻な課題が生じている。

今後、さらに、以下の要因が県の税収減少と歳出増加に大きな影響を与えていくと思われる。

- a) 税収減少の要因
 - 県内の労働人口の減少による県税収入の減少。
 - 年収の壁（給与所得控除の最低保証額）の引き上げによる県税収入の減少。
- b) 歳出増加の要因
 - 少子高齢化による福祉、医療支出の増加。
 - 社会インフラの老朽化による道路等の公共物や公共施設の維持管理費の増加。
 - 物価高騰による公共サービス維持にかかる費用の増加。

こうした状況の中で、今後、県が適切な施策及び事業を実施していくためには、県税収入の確保が重要な課題であり、税収の安定化を図るためには、徴収業務の効率化、未納税額の管理強化等が必要である。

よって、県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、歳入確保の観点から有意義である。

2) 申告・納税等の手続きの電子化による県の税務行政への影響

県税等の申告・納税等の手続きは書面によるものから電子（地方税ポータルシステム（「eLTAX」））によるものへ移行している。電子化により県の税務行政がどのように変化してきたかを検証することも有意義である。

3) 過年度の包括外部監査における意見・指摘事項の改善状況

県税事務に関しては、平成 27 年度包括外部監査で取り上げられており、既に 10 年が経過していることも鑑み、再度監査することも意義がある。

上記 3 つの理由から県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について検討し、その結果を公表することは有意義であると考え、包括外部監査の対象として選定した。

8. 包括外部監査の方法

1) 監査の要点

以下の項目について、財務事務の執行及び管理が法令、規則及び要綱等に準拠しているか、経済性、効率性、有効性及び公平性が確保されているかを監査する。

- 県税の賦課徴収事務
- 県税の減免事務
- 滞納整理事務
- 県税に係る情報システム
- その他

2) 主な監査手続

- 関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- 関係書類の閲覧
- 期別推移分析、比率分析等の分析的手続
- 関係帳票及び証拠書類との照合
- 現場視察及び現地調査

- その他包括外部監査人が準拠性監査及び業務監査に必要と認めた監査手続

9. 利害関係

包括外部監査の対象にした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 監査結果の記載方法

財務事務の執行が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの等については【指摘】としており、有効性、効率性、経済性等の観点から、事務の見直しや工夫が必要と判断したものを【意見】としている。

11. その他

報告書の数値は端数を切捨て又は四捨五入して表示していることがあるため、合計が一致しない場合がある。

第2章 外部監査の結果

1. 県税の概要

1) 県の人口、歳入・歳出及び県税収入の状況

a) 鹿児島県の人口・財政指標の推移（平成元年～令和6年）

鹿児島県の総人口は、平成元年の約180万5千人から令和6年には約153万1千人へと、約27万人、率にして15%程度減少している。年平均に換算すると0.4～0.5%の減少であり、全国平均を上回るペースで人口減少が進行している。平成27年以降も概ね減少幅が拡大傾向にあり、出生率の低下と整合的に人口減少が加速していることが確認できる。

年少人口割合は、平成元年の21.4%から令和6年には13.1%へと約8ポイント低下し、相対的に約4割縮小した。出生率(人口千人あたりの出生数)も同様に、平成元年の人口千対12.4から令和6年には6.8、令和7年には6.4へと半減している。これらの指標は、少子化が一時的な現象ではなく、長期的かつ構造的に進行していることを示している。出生率の低下は年少人口割合の縮小を通じて将来の出生数をさらに減少させ、自然減を拡大させる要因となっている。

人口減少の主因は自然減である。出生数の減少に加え、高齢化の進展により死亡数が増加しており、人口動態全体としては「出生数の減少と死亡数の増加」が同時に進む構造となっている。社会増減については、近年、転入と転出が均衡する傾向も見られるが、自然減を補うには至っていない。

人口減少は財政基盤にも直結している。歳入規模は令和3年度に一時的に1兆円を超えたが、直近では9,300億円台に縮小している。県税収入は平成元年の1,127億円から令和6年には1,690億円へと名目上は増加しているが、その背景には税率改正や物価上昇といった外的要因が大きく、人口減少による自然減圧力を根本的に克服したものではない。結果として、一人当たりの県税額は増加している。つまり、人口が減る中で一人ひとりの負担が重くなっていることを意味しており、税収基盤が持続的に強化されているとは言い難い。

さらに、国の財政制約が強まる中で、地方交付税や補助金の増額余地は限られており、県税の安定的確保は、県政の自立性を担保し、持続可能な行政運営を実現するための重要課題となっている。

このような状況において、県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況を監査することは、①税収確保の実効性、②徴収事務の適正性・効率性、③滞納整理や収納率向上の取組みの妥当性を検証するうえで不可欠である。

	鹿児島県の 総人口	年少人口 割合 (%)	出生率 (人口千 対)	歳入決算額 (百万円)	歳出決算額 (百万円)	県税歳入決算 額 (百万円)
H1	1,805,884	21.4	12.4	719,955	716,697	112,745
H2	1,797,824	21.4	11.5	774,105	768,230	118,362
H3	1,792,214	21.4	10.9	819,281	813,889	124,454
H4	1,788,532	19.9	10.5	861,287	852,228	120,393
H5	1,787,979	19.9	10.3	990,361	958,339	120,036
H6	1,791,441	19.9	10.3	1,035,973	1,008,514	129,057
H7	1,794,224	19.9	10.3	1,028,713	987,171	133,606
H8	1,793,705	19.9	10.0	1,038,677	1,009,931	141,979
H9	1,793,010	17.8	9.3	1,028,104	997,282	138,213
H10	1,790,360	17.8	9.4	1,089,521	1,047,652	142,403
H11	1,787,421	17.8	9.2	1,099,360	1,063,634	140,020
H12	1,786,194	17.8	9.1	1,088,735	1,060,438	148,117
H13	1,781,393	17.8	8.8	1,086,869	1,064,327	145,163
H14	1,775,833	15.7	9.1	1,001,997	984,262	126,902
H15	1,769,652	15.4	9.0	945,896	928,782	123,569
H16	1,762,461	14.8	8.9	901,748	885,366	124,444
H17	1,753,179	14.6	8.8	848,760	833,289	128,951
H18	1,743,484	14.6	8.6	846,923	838,264	134,248
H19	1,732,568	14.4	8.5	812,833	807,738	151,023
H20	1,721,227	14.4	8.7	779,516	772,276	143,073
H21	1,712,950	14.4	8.7	859,667	848,117	125,835
H22	1,706,242	14.4	9.0	832,605	811,093	122,772
H23	1,696,815	14.4	8.8	808,050	789,547	118,792
H24	1,685,820	13.7	8.9	805,987	779,978	122,428
H25	1,674,781	13.7	9.0	842,584	814,079	125,392
H26	1,661,725	13.7	8.8	794,259	774,610	127,497
H27	1,648,177	13.7	8.7	827,070	808,090	143,745
H28	1,637,040	13.7	8.6	815,540	790,188	147,272
H29	1,624,970	13.5	8.6	831,070	813,398	149,127
H30	1,613,273	13.5	8.4	806,098	784,298	149,484
R1	1,600,783	13.5	8.4	827,539	796,262	148,114
R2	1,588,256	13.5	8.4	936,840	884,975	148,438
R3	1,576,488	13.5	7.5	1,021,858	971,513	160,328
R4	1,563,124	13.1	7.4	1,008,869	955,596	160,891

R5	1,548,684	13.1	7.4	936,017	891,600	163,200
R6	1,531,712	13.1	6.8	930,205	890,860	169,046
R7	1,514,181	13.1	6.4	852,734	852,734	168,410

出典等

○鹿児島県の総人口

(H元～H6)H11 県政概要本県人口の推移、(H7～R6) R7 県政概要本県の人口の推移に記載されている数値

(基となる資料は、H2、7、12、17、22、27、R2 は、国勢調査確報結果による。また、中間年のうち、H8以降は、県毎月推計人口による)

○年少人口割合 (%)

年少人口割合：全人口に対する15歳未満人口の割合

(H元～H9)各年の鹿児島県の地位、(H10～R7)各年の主要指標に掲載されている数値

(基となる資料は国勢調査確報結果による)

○出生率 (人口千対)

出生率：人口千人あたりの出生数

(H元～H9)各年の鹿児島県の地位、(H10～R7)各年の主要指標に掲載されている数値

(基となる資料は人口動態調査(国)による)

○歳入決算額 (百万円)、歳出決算額 (百万円)、歳出決算額 (百万円)

H元～R6 は実績 (決算に関する調書による)、R7 年は予算 (県政概要による)

歳入、歳出とも百万円未満は切捨てとしている

b) 県の財政力指数

鹿児島県の財政力指数(基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)は、令和3年度から令和5年度にかけて 0.30740 → 0.35717 → 0.35580 と推移している。令和4年度に大きく改善した後、令和5年度はわずかに低下しているものの、3年間を通じては改善傾向にあると評価できる。ただし指数は0.4を下回っており、標準的な行政需要を自主財源のみで賄うことは依然として困難であり、財政基盤は脆弱な状態が継続している。

次に、鹿児島県が属するDグループ平均は、同期間に 0.31147 → 0.35923 → 0.36927 と一貫して上昇している。鹿児島県の指数は3年度ともにDグループ平均を下回っており、同規模の自治体群と比較しても財政力は相対的に低位にある。特に令和5年度は、Dグループ平均が上昇を続ける一方で鹿児島県は微減しており、グループ内での相対的な位置はやや後退したといえる。

最後に、全国平均(東京を含まず)は、令和3年度から令和5年度にかけて 0.44260 → 0.49357 → 0.49785 と上昇している。これに対し鹿児島県との差は 0.1352 → 0.1364 → 0.1421 と拡大傾向にあり、全国的な財政力の改善に対して鹿児島県の改善ペースが追いついていないことが明らかである。財政基盤の脆弱性は構造的な課題として残存していると考えられる。

なお、令和3年度から令和4年度にかけて財政力指数が大きく改善した要因としては、以下の点が想定される。

第一に、コロナ禍からの経済活動の再開に伴い、個人県民税（給与所得の回復）や法人関係税（企業収益の改善）など地方税収が増加したことが挙げられる。これにより基準財政収入額が増加し、指数を押し上げた可能性が高い。

第二に、コロナ関連需要の縮小や公共事業費の平準化等により、基準財政需要額の伸びが相対的に抑制されたことが考えられる。

第三に、Dグループ平均及び全国平均も同様に大きく改善していることから、全国的な経済回復による税収増の影響が鹿児島県にも及んだと推察される。

以上のとおり、鹿児島県の財政力指数は一定の改善を示しているものの、Dグループ平均及び全国平均との差は縮小しておらず、財政基盤の強化には自主財源の中心である県税収入の確保策や歳出構造の見直しが引き続き重要な課題である。

【財政指数の推移】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鹿児島県	0.30740	0.35717	0.35580
Dグループ平均	0.31147	0.35923	0.36927
総平均（東京を含む）	0.45285	0.50770	0.51321
総平均（東京を含まず）	0.44260	0.49357	0.49785

（出典：総務省 都道府県財政指数表より作成）

【都道府県累計区分一覧】

グループ	財政力指数 (令和3年度～令和5年度)	所属団体	団体数
A	1.000以上	該当なし	—
B	B1 0.700以上～1.000未満	愛知県、神奈川県、千葉県、大阪府、埼玉県	5
	B2 0.500以上～0.700未満	静岡県、茨城県、福岡県、栃木県、兵庫県、群馬県、宮城県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、岐阜県、岡山県、福島県、長野県	15
C	0.400以上～0.500未満	石川県、富山県、新潟県、北海道、香川県、山口県、愛媛県、奈良県	8
D	0.300以上～0.400未満	福井県、熊本県、山梨県、大分県、沖縄県、山形県、岩手県、宮崎県、青森県、佐賀県、鹿児島県、長崎県、和歌山県、徳島県、秋田県	15
E	0.300未満	鳥取県、高知県、島根県	3
F	1.10065	東京都	1

（出典：総務省 都道府県財政指数表）

c) 県税収入の状況

年度別県税収入及び税目別収入額の状況は下記のとおりである。

(1) 年度別県税収入状況

(単位：千円，%)

区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	
							対予算	対調定
総計	4	162,353,147	160,891,099	118,003	11,890	1,355,935	100.60	99.10
	5	164,737,328	163,200,342	118,555	14,818	1,433,249	100.93	99.07
	6	170,503,276	169,046,512	114,659	14,001	1,356,107	100.89	99.15
現年課税分	4	160,979,553	160,493,386	4,387	11,670	493,451	100.63	99.70
	5	163,405,708	162,804,677	6,591	14,511	608,951	100.92	99.63
	6	169,101,888	168,601,388	4,839	13,669	509,330	100.89	99.70
滞納繰越分	4	1,373,594	397,713	113,616	220	862,484	92.83	28.95
	5	1,331,620	395,666	111,963	307	824,298	104.15	29.71
	6	1,401,388	445,124	109,821	333	846,777	102.13	31.76

(出典：令和7年度定期監査調査調書より監査人が作成)

(2) 税目別県税収入状況

(単位：千円，%)

税目	区分	年 度	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	過 誤 納 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合	減 免		
									件 数	金 額	
県 税	総計	5	164,737,328	163,200,342	118,555	14,818	1,433,249	99.07	346	621,195	
		6	170,503,276	169,046,512	114,659	14,001	1,356,107	99.15	296	361,764	
		増減	5,765,948	5,846,170	-3,895	-817	-77,143	0.08	△ 50	-259,431	
	現年課税分	5	163,405,708	162,804,677	6,591	14,511	608,951	99.63	346	621,195	
		6	169,101,888	168,601,388	4,839	13,669	509,330	99.70	296	361,764	
		増減	5,696,179	5,796,711	-1,753	-842	-99,622	0.07	△ 50	-259,431	
	滞納繰越分	5	1,331,620	395,666	111,963	307	824,298	29.71	0	0	
		6	1,401,388	445,124	109,821	333	846,777	31.76	0	0	
		増減	69,769	49,458	-2,143	26	22,479	2.05	0	0	
	個 人 県 民 税	総計	5	48,170,526	47,050,666	93,415	14,818	1,041,263	97.68	269	5,298
			6	46,050,180	44,996,646	89,030	14,001	978,506	97.71	211	3,054
			増減	-2,120,346	-2,054,019	-4,386	-817	-62,757	0.03	△ 58	-2,244
現年課税分		5	47,154,022	46,744,603	4,847	14,511	419,083	99.13	269	5,298	
		6	45,013,062	44,659,234	4,548	13,669	362,950	99.21	211	3,054	
		増減	-2,140,960	-2,085,369	-300	-842	-56,133	0.08	△ 58	-2,244	
滞納繰越分		5	1,016,504	306,063	88,568	307	622,180	30.11	0	0	
		6	1,037,118	337,413	84,482	333	615,556	32.53	0	0	
		増減	20,614	31,350	-4,086	26	-6,624	2.42	0	0	

税目	区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
									件数	金額
法人県民税	総計	5	3,463,322	3,443,135	1,801	0	18,386	99.42	0	0
		6	3,762,495	3,743,547	1,223	0	17,725	99.50	0	0
		増減	299,173	300,412	-578	0	-661	0.08	0	0
	現年課税分	5	3,447,236	3,436,965	13	0	10,257	99.70	0	0
		6	3,744,159	3,738,573	23	0	5,564	99.85	0	0
		増減	296,924	301,608	9	0	-4,693	0.15	0	0
滞納繰越分	5	16,086	6,170	1,788	0	8,129	38.35	0	0	
	6	18,336	4,974	1,200	0	12,161	27.13	0	0	
	増減	2,249	-1,195	-588	0	4,032	△ 11.22	0	0	
県民税利子割	総計	5	78,862	78,862	0	0	0	100.00	0	0
		6	197,628	197,628	0	0	0	100.00	0	0
		増減	118,766	118,766	0	0	0	0.00	0	0
	現年課税分	5	78,862	78,862	0	0	0	100.00	0	0
		6	197,628	197,628	0	0	0	100.00	0	0
		増減	118,766	118,766	0	0	0	0.00	0	0
滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	100.00	0	0	
	6	0	0	0	0	0	—	0	0	
	増減	0	0	0	0	0	—	0	0	

税目	区分	年 度	調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 損 額	過 誤 納 額	收 入 未 済 額	收 入 歩 合	減 免		
									件 数	金 額	
個人事業税	総計	5	1,537,361	1,503,589	1,138	0	32,635	97.80	2	1,202	
		6	1,653,034	1,601,780	1,884	0	49,370	96.90	0	0	
		増減	115,673	98,192	747	0	16,735	△ 0.90	△ 2	-1,202	
	現年課税分	5	1,512,662	1,490,065	0	0	22,597	98.51	2	1,202	
		6	1,621,775	1,589,752	0	0	32,023	98.03	0	0	
		増減	109,112	99,686	0	0	9,426	△ 0.48	△ 2	-1,202	
	滞納繰越分	5	24,699	13,523	1,138	0	10,038	54.75	0	0	
		6	31,260	12,029	1,884	0	17,347	38.48	0	0	
		増減	6,561	-1,495	747	0	7,309	△ 16.27	0	0	
	法人事業税	総計	5	34,228,937	34,151,305	6,298	0	71,334	99.77	19	85,625
			6	37,831,993	37,753,925	5,068	0	73,000	99.79	23	76,497
			増減	3,603,056	3,602,620	-1,230	0	1,666	0.02	4	-9,128
現年課税分		5	34,172,425	34,127,218	0	0	45,207	99.87	19	85,625	
		6	37,761,884	37,746,370	0	0	15,514	99.96	23	76,497	
		増減	3,589,459	3,619,152	0	0	-29,694	0.09	4	-9,128	
滞納繰越分		5	56,511	24,087	6,298	0	26,127	42.62	0	0	
		6	70,109	7,555	5,068	0	57,487	10.78	0	0	
		増減	13,597	-16,533	-1,230	0	31,360	△ 31.84	0	0	

税目	区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
									件数	金額
地方消費税	総計	5	37,110,768	37,110,768	0	0	0	100.00	0	0
		6	39,759,517	39,759,517	0	0	0	100.00	0	0
		増減	2,648,749	2,648,749	0	0	0	0.00	0	0
	現年課税分	5	37,110,768	37,110,768	0	0	0	100.00	0	0
		6	39,759,517	39,759,517	0	0	0	100.00	0	0
		増減	2,648,749	2,648,749	0	0	0	0.00	0	0
滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	0	—	0	
	6	0	0	0	0	0	0	—	0	
	増減	0	0	0	0	0	0	—	0	
不動産取得税	総計	5	4,066,224	3,934,833	4,611	0	126,780	96.77	43	518,353
		6	4,356,907	4,212,173	4,640	0	140,094	96.68	62	282,213
		増減	290,683	277,340	29	0	13,314	△ 0.09	19	-236,140
	現年課税分	5	3,957,331	3,924,451	1,672	0	31,207	99.17	43	518,353
		6	4,252,563	4,203,009	268	0	49,286	98.83	62	282,213
		増減	295,233	278,557	-1,404	0	18,079	△ 0.34	19	-236,140
滞納繰越分	5	108,893	10,382	2,938	0	95,572	9.53	0	0	
	6	104,343	9,164	4,372	0	90,807	8.78	0	0	
	増減	-4,550	-1,218	1,433	0	-4,765	△ 0.75	0	0	

税目	区分	年 度	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	過 誤 納 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合	減 免	
									件 数	金 額
県たばこ税	総計	5	1,932,369	1,932,369	0	0	0	100.00	0	0
		6	1,905,585	1,905,585	0	0	0	100.00	0	0
		増減	-26,785	-26,785	0	0	0	0.00	0	0
	現年課税分	5	1,932,369	1,932,369	0	0	0	100.00	0	0
		6	1,905,585	1,905,585	0	0	0	100.00	0	0
		増減	-26,785	-26,785	0	0	0	0.00	0	0
ゴルフ場利用税	総計	5	407,965	407,965	0	0	0	100.00	0	0
		6	398,427	398,427	0	0	0	100.00	0	0
		増減	-9,538	-9,538	0	0	0	0.00	0	0
	現年課税分	5	407,965	407,965	0	0	0	100.00	0	0
		6	398,427	398,427	0	0	0	100.00	0	0
		増減	-9,538	-9,538	0	0	0	0.00	0	0
滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	-	0	0	
	6	0	0	0	0	0	-	0	0	
	増減	0	0	0	0	0	-	0	0	

税目	区分	年 度	調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 損 額	過 誤 納 額	收 入 未 済 額	收 入 歩 合	減 免	
									件 数	金 額
軽 油 取 引 税	総計	5	11,982,252	11,943,959	0	0	38,293	99.68	0	0
		6	12,410,928	12,405,589	0	0	5,339	99.96	0	0
		増減	428,676	461,630	0	0	-32,954	0.28	0	0
	現年課税分	5	11,982,252	11,943,959	0	0	38,293	99.68	0	0
		6	12,372,635	12,367,296	0	0	5,339	99.96	0	0
		増減	390,382	423,337	0	0	-32,954	0.28	0	0
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	-	0	0
		6	38,293	38,293	0	0	0	100.00	0	0
		増減	38,293	38,293	0	0	0	100.00	0	0
自 動 車 税	総計	5	19,233,110	19,118,347	10,525	0	104,238	99.40	2	4
		6	19,322,978	19,218,409	12,815	0	91,754	99.46	0	0
		増減	89,868	100,062	2,290	0	-12,484	0.06	△ 2	-4
	現年課税分	5	19,125,272	19,082,907	59	0	42,306	99.78	2	4
		6	19,221,368	19,182,713	0	0	38,655	99.80	0	0
		増減	96,096	99,806	-59	0	-3,652	0.02	△ 2	-4
	滞納繰越分	5	107,838	35,440	10,466	0	61,932	32.86	0	0
		6	101,610	35,696	12,815	0	53,099	35.13	0	0
		増減	-6,228	256	2,349	0	-8,833	2.27	0	0

税目	区分	年 度	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	過 誤 納 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合	減 免	
									件 数	金 額
鉦 区 税	総計	5	12,791	11,703	768	0	320	91.50	0	0
		6	16,575	16,255	0	0	320	98.07	0	0
		増減	3,784	4,552	-768	0	0	6.57	0	0
	現年課税分	5	11,703	11,703	0	0	0	100.00	0	0
		6	16,255	16,255	0	0	0	100.00	0	0
		増減	4,552	4,552	0	0	0	0.00	0	0
狩 猟 税	総計	5	1,088	0	768	0	320	0.00	0	0
		6	320	0	0	0	320	0.00	0	0
		増減	-768	0	-768	0	0	0.00	0	0
	現年課税分	5	22,927	22,927	0	0	0	100.00	0	0
		6	22,141	22,141	0	0	0	100.00	0	0
		増減	-786	-786	0	0	0	0.00	0	0
滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	

税目	区分	年度	調定額	収入済額	不納欠損額	過誤納額	収入未済額	収入歩合	減免	
									件数	金額
核燃料税	総計	5	2,257,031	2,257,031	0	0	0	100.00	0	0
		6	2,638,221	2,638,221	0	0	0	100.00	0	0
		増減	381,190	381,190	0	0	0	0.00	0	0
	現年課税分	5	2,257,031	2,257,031	0	0	0	100.00	0	0
		6	2,638,221	2,638,221	0	0	0	100.00	0	0
		増減	381,190	381,190	0	0	0	0.00	0	0
産業廃棄物税	総計	5	0	0	0	0	0	-	0	0
		6	0	0	0	0	0	-	0	0
		増減	0	0	0	0	0	-	0	0
	滞納繰越分	5	184,379	184,379	0	0	0	100.00	0	0
		6	176,670	176,670	0	0	0	100.00	0	0
		増減	-7,709	-7,709	0	0	0	0.00	0	0
現年課税分	5	184,379	184,379	0	0	0	100.00	0	0	
	6	176,670	176,670	0	0	0	100.00	0	0	
	増減	-7,709	-7,709	0	0	0	0.00	0	0	
滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	-	0	0	
	6	0	0	0	0	0	-	0	0	
	増減	0	0	0	0	0	-	0	0	

税目	区分	年 度	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	過 誤 納 額	収 入 未 済 額	収 入 歩 合	減 免	
									件 数	金 額
旧自動車取得税	総計	5	48,505	48,505	0	0	0	100.00	0	0
		6	0	0	0	0	0	-	0	0
		増減	-48,505	-48,505	0	0	0	100.00	0	0
	現年課税分	5	48,505	48,505	0	0	0	100.00	0	0
		6	0	0	0	0	0	-	0	0
		増減	-48,505	-48,505	0	0	0	100.00	0	0
	滞納繰越分	5	0	0	0	0	0	0	-	0
		6	0	0	0	0	0	0	-	0
		増減	0	0	0	0	0	-	0	0

(出典：令和7年度定期監査調査より監査人が作成)

令和5年度及び令和6年度の鹿児島県税収入状況を分析したところ、県税全体の収入率は令和5年度99.07%、令和6年度99.15%と高い水準で推移しており、現年課税分に限れば両年度とも99.6%前後と極めて安定している。これは全国平均（※99.5%）と同等であり、課税・徴収事務が適切に運用されていることを示している。

一方で、滞納繰越分の収入率は令和5年度29.71%、令和6年度31.76%にとどまり、全国平均（※40.0%）を下回っている。滞納整理の実効性については、引き続き改善の余地があると評価される。

税目別にみると、個人県民税の現年課税分収入率は令和5年度99.13%、令和6年度99.21%と安定しているが、滞納繰越分は令和5年度30.11%、令和6年度32.53%であり、全国平均（※約36.2%）比較しても低位で推移している。未済額は令和5年度6.22億円、令和6年度6.16億円と依然として大きく、件数規模の大きさからも重点的な滞納整理が必要である。

法人県民税は現年分がほぼ100%で推移しているものの、滞納繰越分は令和5年度38.35%から令和6年度27.13%へ低下しており、全国平均（※約31.3%）を下回る。特に令和6年度は収入率が大きく低下している。

個人事業税については、現年分は98%前後と安定しているが、滞納繰越分は令和5年度54.75%から令和6年度38.48%へ大幅に低下し、全国平均（※42.6%）と比較しても課題が大きい。令和6年度の未済額は約0.17億円であり、徴収効率の低下が顕著である。

法人事業税も同様に、現年分は99.8~99.9%と高いが、滞納繰越分収入率は令和5年度42.62%から令和6年度10.78%へ急落しており、全国平均（※36.5%）を大きく下回る。未済額は令和6年度で約0.57億円と県税収入全体に対する影響は限定的であるものの、収入率の急激な低下が徴収効率の悪化を示しており、原因分析と改善策の検討が必要である。

不動産取得税は現年分が98~99%台と安定している一方、滞納繰越分は令和5年度9.53%、令和6年度8.78%と極めて低く、全国平均（※31.8%）と比較しても著しく低い水準にある。未済額は約0.9億円と一定の規模であり、徴収率が極めて低いことから、徴収困難事案が多いことが推察される。

自動車税は現年分が99.7~99.8%と高いが、滞納繰越分は令和5年度32.86%、令和6年度35.13%であり、全国平均（※37.4%）と比較してもやや低い。未済額は令和6年度で約0.53億円と一定の規模であり、納税者数が多い税目であることから、滞納整理の効率化が求められる。

以上を総括すると、鹿児島県の県税収入は現年課税分については全国平均と同等以上の水準で安定しているものの、滞納繰越分については多くの税目で全国平均を下回っており、特に個人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車税などで未済額が一定規模で残存している。これらは県財政に対する潜在的なリスク要因であり、滞納整理の強化が求められる。具体的には、滞納類型別の管理指標の導入、早期督促の徹底、財産調査の強化、分納計画の適正化、徴収体制の重点化など、全国平均を上回る水準を目標とした計画的な改善が必要である。

※「令和5年度 地方税滞納等額等及び徴収率（総務省公表資料）」より

d) 徴収費について

賦課徴収コストについて、人口密度等の条件が類似している他県と比較した表は次のとおりである。総務省公表資料「税徴収の状況」に記載されている区分により財政力指数がDグループにある県を抽出した。

都道府県	令和5年度					
	道府県税 収入総額 (百万円) (A)	徴収費 (百万円) (B)	徴収費比率 (B) / (A) × 100	徴税職員数 (人) (C)	職員1人当たり 税収入額(A) / (C) (千円)	職員1人当たり 徴税費(B) / (C) (千円)
福井県	146,531	3,404	2.3	114	1,285,360	29,858
熊本県	225,861	7,968	3.5	195	1,158,260	40,860
山梨県	133,340	2,770	2.1	103	1,294,560	26,896
大分県	154,043	3,770	2.4	187	823,759	20,160
沖縄県	186,468	4,356	2.3	164	1,137,000	26,558
山形県	148,479	3,264	2.2	163	910,911	20,022
岩手県	168,354	4,408	2.6	191	881,433	23,077
宮崎県	142,700	5,489	3.8	179	797,209	30,665
青森県	182,724	3,726	2.0	170	1,074,846	21,918
佐賀県	119,740	3,056	2.6	105	1,140,385	29,107
鹿児島県	204,841	4,741	2.3	181	1,131,718	26,196
長崎県	162,149	5,309	3.3	197	823,094	26,949
和歌山県	122,077	3,218	2.6	150	813,850	21,456
徳島県	105,040	2,440	2.3	119	882,685	20,505
秋田県	128,521	3,164	2.5	117	1,098,469	27,045
(平均)	155,391	4,072	2.6	156	998,230	26,160

総務省によるグループの設定は、財政力指数によって分類している。財政力指数とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年度の平均値である。

ここで、「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第4号）。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額である。また、「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第11条の規定により算定した額である（地方交付税法第2条第3号）。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われる。

なお、財政力指数をグループ設定の基準とした理由は、都道府県は市町村と異なりその数において非常に少なく、人口、産業構造等の要素を組み合わせ、細かく分類することが困難であると同時に、一応財政力指数によって産業構造、県民所得等の要素が加味されていると考えたためである。

鹿児島県の3か年度平均（令和3年度～令和5年度）の財政力指数は、0.34012であり、鹿児島県と財政力指数が0.300～0.400未満であるグループを対象に比較している。

鹿児島県の賦課徴収事務に係るコストについては、比較対象県と比べて概ね平均的な水準にあるが、徴収費比率や職員1人当たり税収入額といった主要指標では平均を上回る効率性が認められた。

まず、徴収費比率（徴税费／税収入額）は本県2.3%に対し、比較対象県の平均は2.6%であり、本県は平均を下回る水準にある。徴収費比率は徴税事務の効率性を示す代表的指標であることから、本県の徴税事務は一定程度効率的に運営されていると評価できる。

次に、職員1人当たり税収入額は本県1,131,718千円であり、比較対象県平均（998,230千円）を上回っている。これは、職員1人当たりの処理規模が比較的大きいことを示しており、人的資源の活用効率が高い水準にあると考えられる。一方で、職員1人当たり徴税费（26,196千円）は比較対象県平均（26,160千円）とほぼ同水準であり、徴税费の絶対額については特段の過大・過小は認められない。

以上を総合すると、鹿児島県の賦課徴収コストは、同グループに属する県と比較して概ね平均的またはやや効率的な水準にあると評価できる。ただし、徴収費比率が低いことは効率性の裏返しである一方、徴収対象の偏在や滞納整理の難易度等、個別要因による影響も考えられるため、今後も徴税事務の内容別コストや業務プロセスの分析を継続し、効率性と適正性の両面から検証を行うことが望ましい。また、今後人口減少や高齢化に伴い、自主財源の歳入が減少し社会保障関係の歳出が増加すると想定すると、1人当たり徴税费のさらなる低下が可能となるよう、ICTの導入を促進していくことが必要である。

e) 令和6年度税制改正について

① 個人住民税〔令和6年4月1日施行〕

● 定額減税

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。

※ この措置に係る減収額は、全額国費で補填。

② 法人事業税

● 外形標準課税の適用対象法人の見直し

➤ 減資への対応〔令和7年4月1日施行〕

現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象法人であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

➤ 100%子法人等への対応〔令和8年4月1日施行〕

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

③ 不動産取得税〔令和6年4月1日施行〕

● 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を3年延長

● 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を3年延長

● 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた不動産に係る非課税措置を創設

④ 主な税負担軽減措置等

● 軽油引取税の課税免除の特例措置について、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を対象から除外等した上、3年延長〔令和6年4月1日施行〕

※ ただし、プレジャーボートを特例措置の対象から除外するにあたり、周知期間が必要であることから、令和7年3月31日までに行われる軽油の引取りについて課税免除とする。

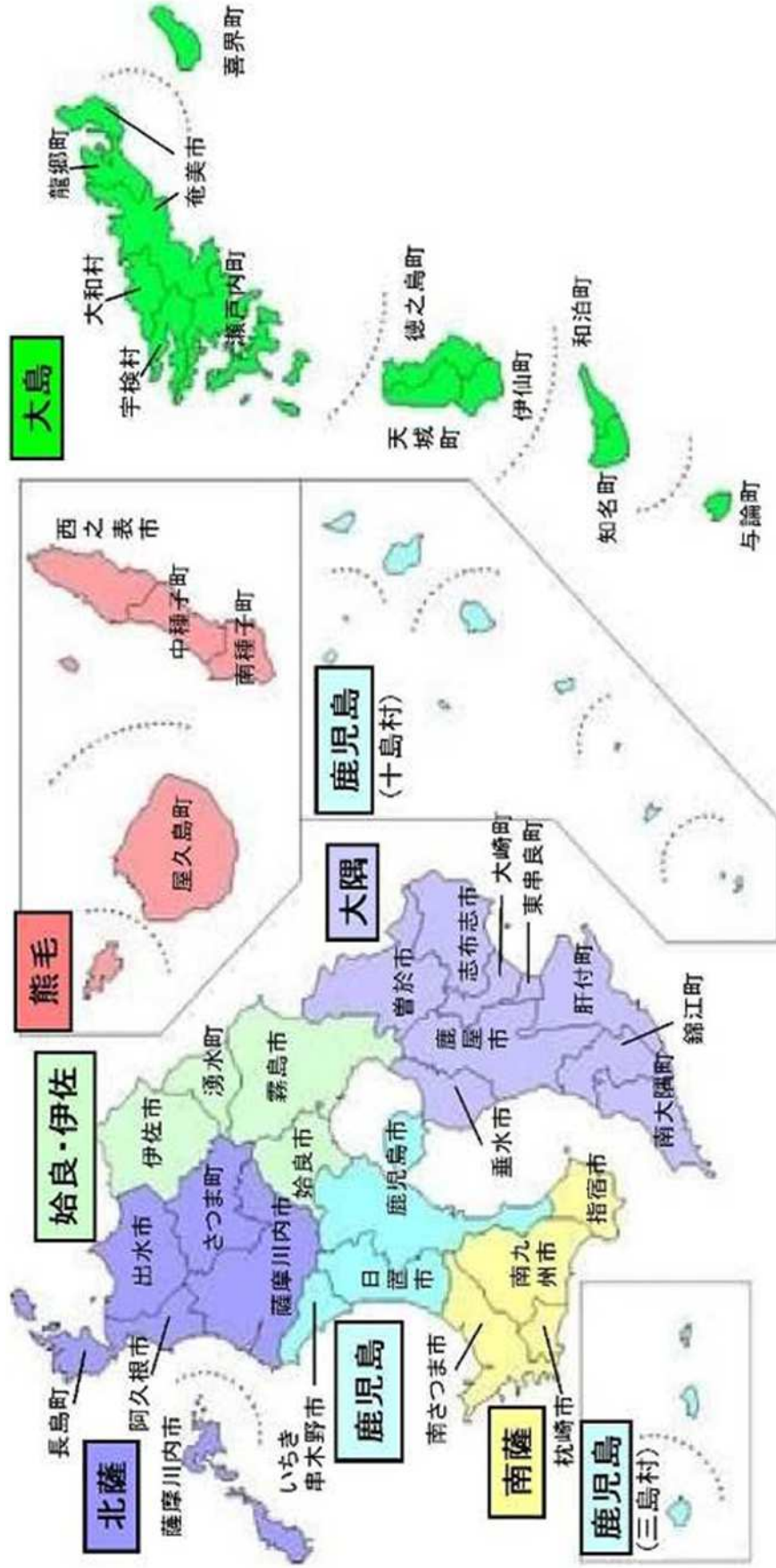
※ なお、業として行うマリンレジャー等に使われる船舶については、引き続き免税とする。

2) 県の税務行政組織

a) 組織体制について

鹿児島県は、県税賦課徴収の事務を取り扱う組織として、本庁に総務部税務課を置き、地方機関として鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局、始良・伊佐地域振興局、大隅地域振興局、熊毛支庁、大島支庁の7拠点に税務機構を設置している。

なお、各地域振興局・支庁ごとの所管エリアは以下のとおりである。

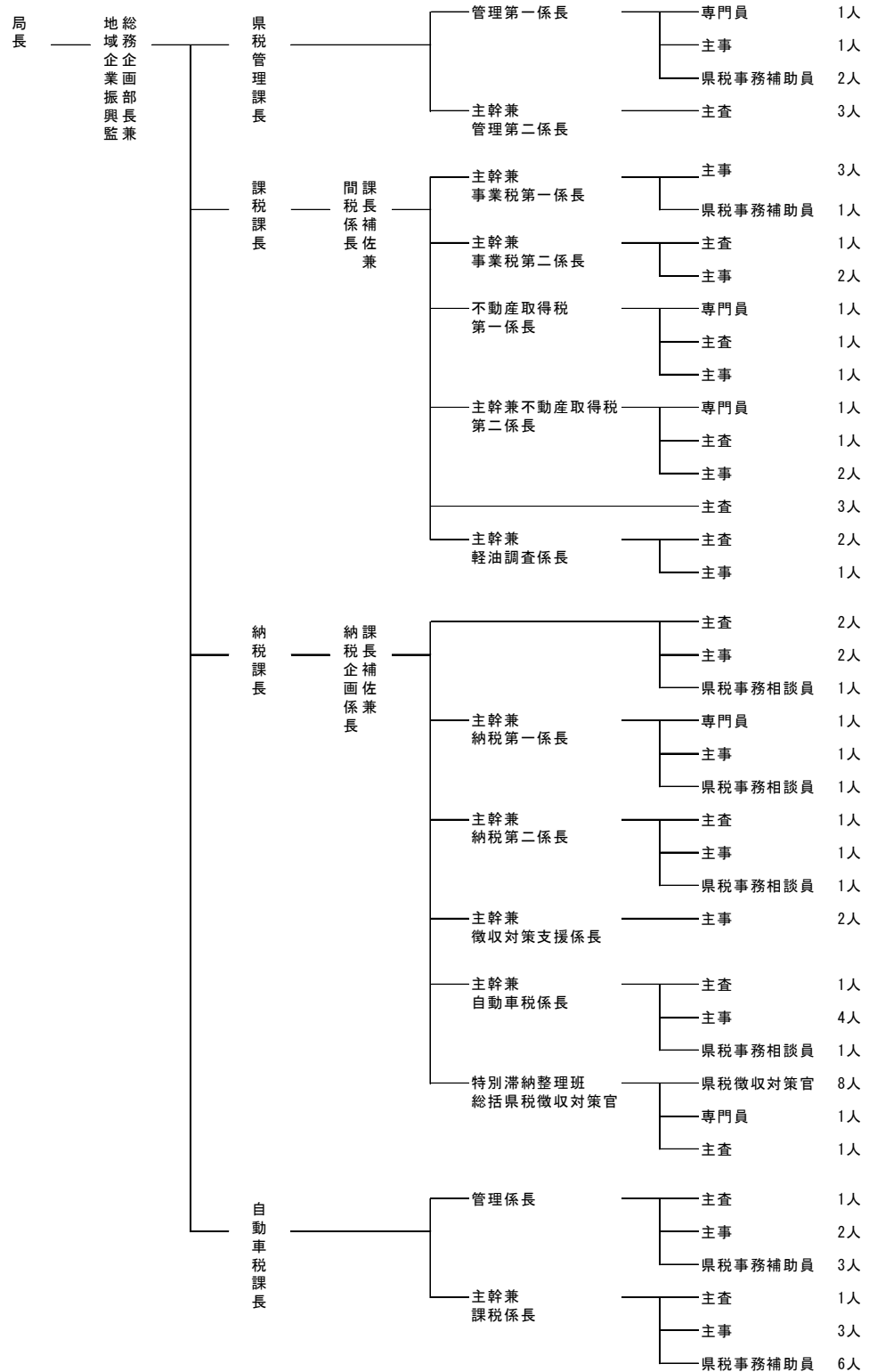


(出典：県税のしおり)

次に、各地域振興局、支庁の事務機構、職員数及び分掌事務については次のとおりである。

① 鹿児島地域振興局 県税管理課、課税課、納税課、自動車税課

● 事務機構及び職員数



● 分掌事務

1. 県税管理課

- (1) 窓口収納事務に関する事
- (2) 過誤納金等の還付・充当に関する事
- (3) 納税証明に関する事
- (4) 領収済通知書の入力及び収入事務に関する事
- (5) 督促状の発付及び滞納整理票の交付に関する事
- (6) 滞納処分の執行停止及び不納欠損処理に関する事
- (7) 自動車税（種別割）の課税減免に関する事
- (8) 軽油取引税の徴収猶予及び特徴者交付金に関する事
- (9) 産業廃棄物税の徴収猶予及び特徴者報奨金に関する事
- (10) 税務広報、租税教育に関する事

2. 課税課

- (1) 個人県民税、法人県民税、県民税利子割、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、鉦区税、狩猟税及びみんなの森づくり県民税の賦課に関する事
- (2) 地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、産業廃棄物税及び軽油取引税の賦課に関する事
- (3) 軽油取引税の犯則取締りに関する事

3. 納税課

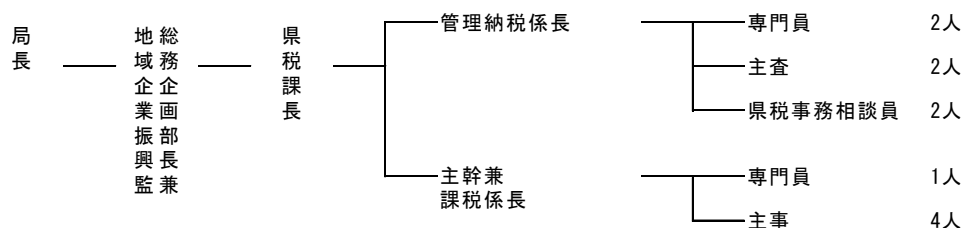
- (1) 県税滞納縮減特別対策の実施に関する事
- (2) 納税催告及び財産調査に関する事
- (3) 財産差押え、公売及び交付要求に関する事
- (4) 特別滞納整理班による徴収対策に関する事

4. 自動車税課

- (1) 自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納保管に関する事
- (2) 課税台帳の保管に関する事
- (3) 自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）に係る不服審査及び税務相談に関する事
- (4) 自動車税（種別割）及び自動車税（環境性能割）の課税に関する事

② 南薩地域振興局 県税課

● 事務機構及び職員数

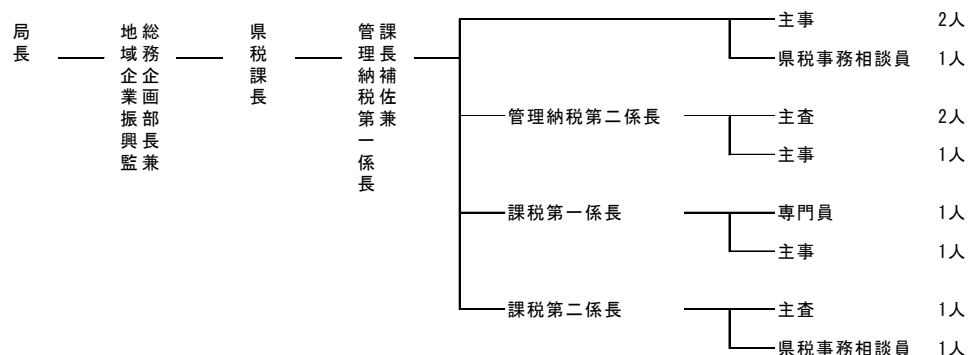


● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納管理に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る不服審査及び税務相談に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (5) 納税貯蓄組合に関すること
- (6) 県税の課税に関すること

③ 北薩地域振興局 県税課

● 事務機構及び職員数

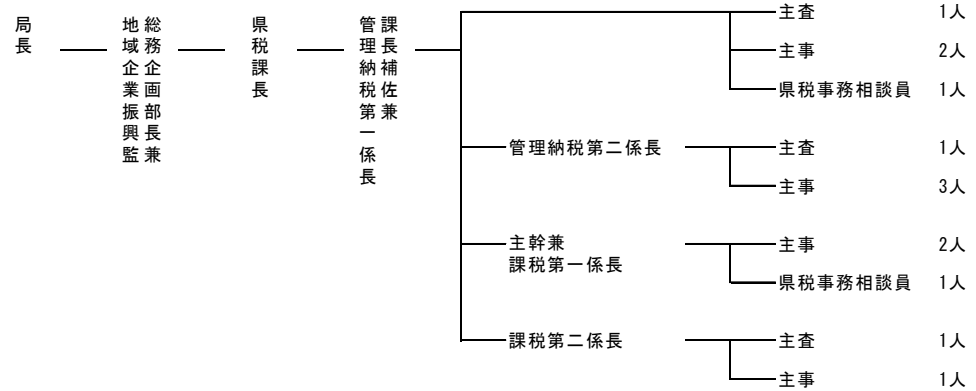


● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納管理に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る税務相談に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (5) 県税の課税に関すること

④ 始良・伊佐地域振興局 県税課

● 事務機構及び職員数

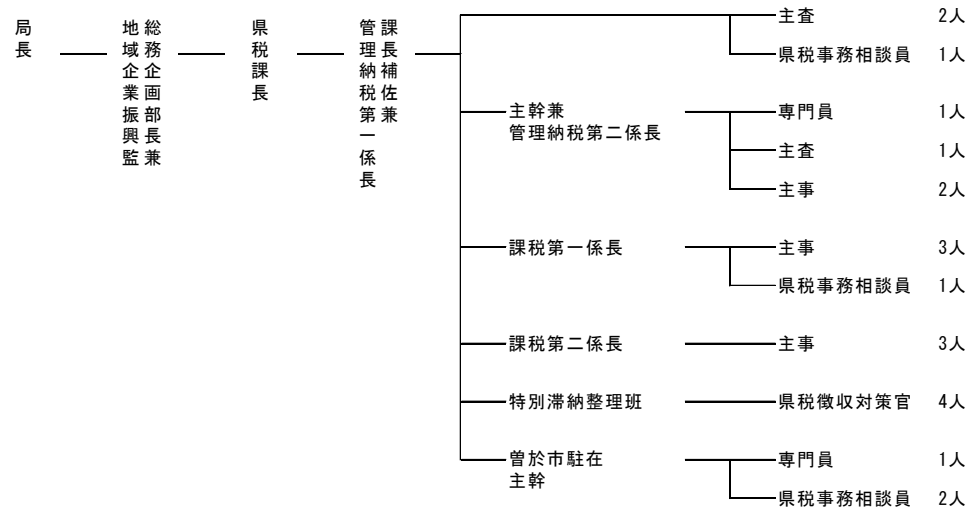


● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納管理に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る不服審査及び税務相談に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (5) 県税の課税に関すること

⑤ 大隅地域振興局 県税課

● 事務機構及び職員数



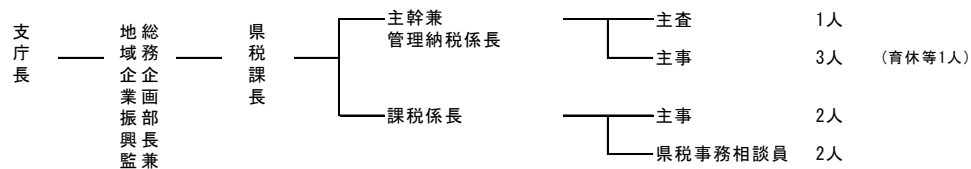
● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納保管に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る不服審査及び税務相談、税務広報、租税教室に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること

(5) 県税の課税に関すること

⑥ 熊毛支庁 県税課

● 事務機構及び職員数

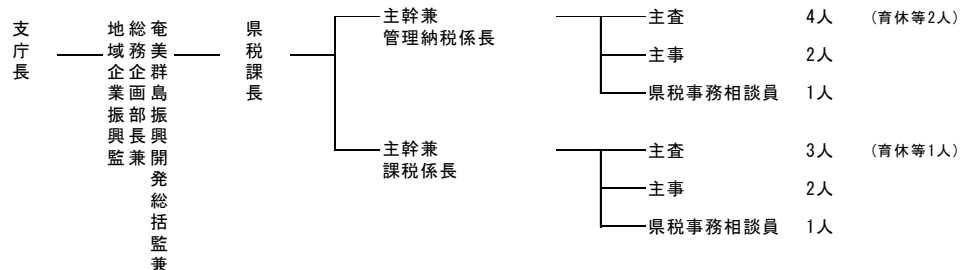


● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納・保管に関すること
- (2) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (3) 県税に係る税務相談に関すること
- (4) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (5) 納税貯蓄組合に関すること
- (6) 県税の課税に関すること

⑦ 大島支庁 県税課

● 事務機構及び職員数



● 分掌事務

- (1) 県税に係る徴収金、歳入歳出外現金及び有価証券の出納管理に関すること
- (2) 自動車税証紙及び狩猟税証紙の出納、保管及び記録管理に関すること
- (3) 県税に係る決算及び統計に関すること
- (4) 県税に係る不服審査及び税務相談、税務広報に関すること
- (5) 県税に係る徴収金の徴収に関すること
- (6) 県税の課税に関すること

2. 指摘と意見の一覧

総務部財政課及び税務課並びに地域振興局及び支庁の総務企画部の監査において、指摘及び意見とすべきと判断して記載した事項は次のとおりである。

財務事務の執行が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの等については【指摘】としており、有効性、効率性、経済性等の観点から、事務の見直しや工夫が必要と判断したものを【意見】としている。

【指摘】 14件

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
指摘 5-1	66～ 71	5 税務総合システム	<p>仕様書の記載が曖昧で追跡可能性に乏しい点について</p> <p>鹿児島県公文書等の管理に関する条例第4条に照らすと、次期税務総合システム調査業務の仕様書には「要望アンケート」の実施が記載されているが、成果物には鹿児島県職員向けアンケートが存在せず、他県向けアンケートのみが提出されていた。アンケート対象者が仕様書に明記されていないため、第三者が読んでも意図が把握しづらく、成果物との対応関係が不明確である。また、スクラッチ開発と SaaS 利用の双方を想定した広範な業務内容が列挙されている一方、どの方式でどの業務が必要となるかの条件が整理されておらず、仕様書としての追跡可能性が確保されていない。契約後の業務変更を示す覚書等も存在せず、公文書管理条例が求める「意思決定過程の跡付け」が不十分である。検査は仕様書に基づいて行われるため、アンケート対象者の明示、方式別の業務区分、条件付き業務の明記など、成果物と仕様書が1対1で対応する構成とする必要がある。第三者が読んでも誤解しない仕様書作成を徹底することが求められる。</p>
指摘 6-1	85～ 86	6 個人県民税	<p>個人県民税賦課徴収に関する県の閲覧・記録権限行使の必要性について</p> <p>家屋敷課税の課税件数は平成27年度以降大幅に減少しており、市町村間で増減の傾向が大きく異なる。これは、市町村ごとの捕捉方法や運用姿勢の差異が影響している可能性がある。個人県民税の賦課徴収は市町村の権</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>限であるものの、県にとって重要な財源である以上、課税の網羅性を確認する責務がある。地方税法及び県税条例は、市町村の課税事務に関する書類を県が閲覧・記録できる権限を明確に規定しているが、現状では「異動報告書」の確認にとどまり、課税件数に異常な減少が見られても、県は閲覧・記録権限を十分に活用していない。課税の公平性と網羅性を確保するためには、課税件数に異常値が見られる市町村に対し、地域振興局・支庁が積極的に書類閲覧を行い、課税事務が適切に執行されているか確認する必要がある。また、捕捉方法の差異を縮小するため、県が助言的立場から統一基準の策定を促し、課税事務の均質化を図ることが求められる。</p>
<p>指摘 6-2</p>	<p>86</p>	<p>6 個人県民税</p>	<p>平成 27 年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について(家屋敷課税に係る課税対象者の把握)</p> <p>平成 27 年度包括外部監査では、家屋敷課税の捕捉方法を県が十分に把握していない点が指摘され、改善が求められた。しかし、県は平成 28 年度に市町村へ照会し結果を共有したのみで、捕捉方法の統一や実効性ある改善には至っていない。平成 29 年度以降は特段の取組も行われておらず、過年度の監査意見が事実上放置されている状況である。捕捉方法の不統一は課税の公平性を損なう重大な問題であり、地方自治法第 252 条の 37 に基づき報告された監査結果について、県として必要な対応が講じられておらず、過年度の指摘等が十分に反映されていない状況にある。県は、市町村の捕捉方法を把握したうえで、主体的に関与し、統一的な基準づくりや改善の働きかけを行う必要がある。過年度意見の未履行は行政運営の信頼性を損なうため、早急な改善が求められる。</p>
<p>指摘 7-1</p>	<p>91～ 94</p>	<p>7 県民税利子割</p>	<p>誤謬処理すべき事案を修正申告として処理したこと に起因する二重調定及び収入未済発生事案について</p> <p>本件は、県民税利子割の申告支払額入力誤りに対し、本来行うべき誤謬処理を行わず、地域振興局が誤って修</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>正申告として税務課へ照会したことが発端である。税務課も照会内容を十分に確認せず修正申告手続きを案内したため、誤った処理が実行された。さらに、修正申告処理においても増額分ではなく全額を再入力したため、二重調定が発生し、未納がないにもかかわらず収入未済として決算書に計上された。調定決議書の決裁時には修正申告書の提出確認や金額整合性の確認が行われず、決算書作成時の未納チェックも機能していなかった。制度理解不足、照会対応の不備、調定決議書の決裁時の確認漏れ、決算書チェック体制の不徹底が重なった結果であり、再発防止には制度理解の徹底、照会手順の標準化、決裁時のチェック項目明確化、異常値検知の仕組み強化が必要である。</p>
指摘 8-1	101 ～ 103	8 個人事業 税	<p>雑所得の内容確認の未実施について</p> <p>弁護士等が講演料や執筆料を得た場合、所得税では職務と直接関連する収入は事業所得に含まれるとされている。しかし地方税法では執筆業が課税対象業種に含まれないため、雑所得として申告されると個人事業税の課税対象外となる。太陽光発電収入についても、事業所得・不動産所得・雑所得の区分により課税の有無が変わるが、県は雑所得の内容確認を行っておらず、税務署の判断に依存している。このため、本来は課税対象となる収入が雑所得として申告され、課税漏れが生じる可能性がある。県は、太陽光発電設備の設置状況把握や所得区分の案内送付など、独自の確認体制を整備し、課税の公平性を確保する必要がある。</p>
指摘 9-1	112 ～ 113	9 法人県民 税	<p>鹿児島県税事務処理規程第31条第2項違反について</p> <p>法人県民税・法人事業税の分割関係が消滅した場合、地域振興局等の長は鹿児島県税事務処理規程第31条第2項の規程に基づき、関係都道府県へ「分割関係消滅通知書」を送付する義務がある。しかし、県では支店廃止届や申告書で実態を把握できるとして通知を行っておらず、規定に反する運用が常態化していた。通知を省略すると、他都道府県との情報共有が途絶え、分割課税の</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			正確性や公平性に影響するおそれがある。背景には、通知書作成・送付の手順が業務として明確に位置付けられていないことがあり、担当者が規定どおりの処理を行う体制が整っていなかった。今後は、通知手順をマニュアルに明記し、実施状況を定期的に点検するなど内部統制を強化する必要がある。分割関係の消滅通知は、都道府県間の課税情報の正確性を担保する重要な手続であり、法令遵守の徹底が求められる。
指摘 9-2	113 ～ 114	9 法人県民 税	鹿児島県税事務処理規程第33条第4項違反について 鹿児島県税事務処理規程第33条第4項は、実体のない法人について実態調査を行い、「法人仮除却決議書」により課税対象から仮に除却することを義務付けている。しかし、県では第1項各号に該当する法人のみ除却処理を行い、実体のない法人に対する仮除却処理を実施していなかった。これは規定に反する運用であり、実体のない法人が課税対象として残存することで、課税の適正性や公平性が損なわれるおそれがある。背景には、仮除却の対象判断や調査方法、決議書作成手順が業務として明確化されていないことがある。今後は、仮除却処理の手順をマニュアル化し、定期的な点検を通じて未処理を防ぐ内部統制の強化が必要である。適切な仮除却処理は、課税対象の正確性を確保し、課税事務の信頼性向上に不可欠である。
指摘 13-1	142 ～ 143	13 県たばこ 税	調定内訳書と申告書の間で生じた申告納税者の食い違いについて 令和6年12月、県は同一事業者から提出された2枚の申告書を受理したが、単月分9,450円の申告が別の事業者コードに紐づく整理番号で税務総合システムに入力されたと推察される。税務総合システムでは、調定前に整理番号検索を行い、その結果に基づき調定処理を進めるため、整理番号と申告書の事業者コードが一致しているかの確認が不可欠である。整理番号を誤ると、納税額との消込が不正確となり、収入未済の誤認や差異特定の事務負担増につながる。鹿児島県税事務処理規程第72

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>条では、電算処理前に申告内容を精査し、事業者コード誤りがあれば訂正させることが義務付けられているが、提出資料には事業者コードと整理番号の照合や訂正指導の証跡が確認できなかった。本来、調定内訳書が出力される段階では申告書と完全に整合している必要がある。納税者名が一致していても、事業者コードと整理番号が一致しなければ規程に沿った処理とはいえ、税務総合システムでの納税時の消込処理及び鹿児島県税事務処理規程第 72 条の趣旨を考慮すると、今後は納税者名・税額に加え、事業者コードと整理番号の照合を必須とし、証跡を残す体制整備が求められる。</p>
指摘 15 — 1	159	1 5 軽油引取 税	<p>免税軽油使用実績報告書の受理手続に係る改善の必要性について</p> <p>免税軽油使用実績報告書には、アワメーター数や受払数量など数量情報が記載されているが、免税軽油を使用した具体的作業内容欄が未記入のまま受理されている事案が確認された。免税軽油制度は、法令で認められた用途に限定して使用されることを前提としており、作業内容欄は目的外使用や不正使用を抑止・検証するための重要情報である。数量のみの確認では制度趣旨を十分に担保できず、未記入のまま受理する運用が常態化すれば、使用実態の検証が困難となり、制度運用上のリスクが高まる。県は、報告書様式の各記載項目の趣旨を整理し、作業内容が未記入の場合は補正を求める運用を明確化する必要がある。また、受付時の確認事項をチェックリスト化し、記載要領を使用者に周知することで、事務の標準化と制度の適正運用を確保すべきである。</p>
指摘 16 — 1	171 ～ 172	1 6 自動車税	<p>社会福祉施設車両の減免審査における再評価手続の公正性確保について</p> <p>福祉車両の減免審査では、半年間の運行記録から目的使用率を算定し、区分に応じて免除継続・改善指導・再評価・課税復活を判断している。このうち、目的使用率が 60%以上 70%未満の場合、問題のある期間を除外し、指導後の 2 か月間のみで再評価する方式は、改善状況を</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>迅速に確認できる点で合理性がある。しかし、この短期間のみを評価対象とすることで、提出義務者が意図的に目的使用を集中させる余地が生じ、公平性を損なう可能性がある。年間を通じた利用実態が改善されていないにもかかわらず、短期的改善のみで免除が維持される事態は、制度趣旨である「専ら福祉目的への利用」との整合性を欠く。県は、年間記録の併用、改善計画書の提出、翌年度の重点モニタリングなどを組み合わせ、より公正で妥当な判断基盤を確保する必要がある。</p>
<p>指摘 16 — 2</p>	<p>172</p>	<p>1 6 自動車税</p>	<p>実態調査票の手書き修正に伴う修正履歴の記録及び根拠資料の管理について</p> <p>課税免除車実態調査票において、目的使用日数や走行距離に多数の手書き修正が確認されたが、根拠となる資料が一元管理されていないことで、誰がどのような経緯で修正したのか等を追跡することが困難な状況であった。中には、修正により目的使用率が区分を跨ぎ、減免判断に直接影響する事案も見られた。実態調査票は減免制度の適正運用を支える基礎資料であり、内容の正確性と改ざん防止は極めて重要である。修正履歴が残らない状態は、内部統制の不備を示し、課税の公平性を損なうおそれがある。県は、修正者・日時・理由を記録する仕組みを導入し、調査票と根拠資料を一元管理する体制を整備する必要がある。</p>
<p>指摘 16 — 3</p>	<p>172</p>	<p>1 6 自動車税</p>	<p>突発事案控除後の目的使用率に基づく改善指導未実施の問題について</p> <p>福祉車両の自動車税減免の適否を確認する実態調査において、目的外使用が突発的な事案（行方不明者の捜索）により一時的に増加したことを理由に、目的使用率が本来の基準を下回っていたにもかかわらず、「適正」と判断された事案が確認されたが、本件を「適正（80%以上）」として整理した判断は、県が定める基準に照らして整合性を欠き、減免制度の適正運用に影響を及ぼすおそれがある。目的外使用の特殊事情を考慮すること自体は否定されるものではないが、その場合においても基</p>

番号	ページ	税目等	指摘事項の概要
			<p>準に基づく区分判定が揺らいではならず、透明性と一貫性の確保が不可欠である。</p> <p>今後は、目的使用率の算定の際における突発事案の位置付けや取扱いを明確化し、考慮すべき事案を例示するとともに、目的外使用を控除した再計算値と区分判定の双方を調査票に明記し、複数者による確認体制を導入するなど、判断過程の適正化と基準運用の統一を図ることが望まれる。</p>
指摘 16 — 4	172 ～ 173	1 6 自動車税	<p>県公式サイト掲載の自動車税種別割税額表における誤記載について</p> <p>県公式サイト「県税のしおり」に掲載された自動車税種別割の年税額表において、「トラック（3人以下）」区分の単位に誤記が確認された。当該資料は県民・事業者が税額判断の基礎とする重要情報であり、誤記は誤った納税判断につながるおそれがある。税務情報は本来、複数の確認工程を経て正確性が担保されるべきであり、誤記が公開されたまま残存していたことは、情報提供体制や内部統制の不備を示す。影響範囲が広いウェブ掲載資料であることを踏まえ、再発防止には、作成から公開までの校正・確認体制の見直し、数値・単位情報の専門部署による最終確認、チェックリスト運用、過年度資料との照合など、体系的な品質管理の導入が必要である。</p>
指摘 17 — 1	181 ～ 182	1 7 鉦区税	<p>納税義務者への申告義務の周知徹底について</p> <p>鉦区税の納税義務者は、課税事実の発生・消滅から7日以内に申告書を提出する義務があるが、鹿児島県では納税義務者からの自発的申告が行われておらず、九州経済産業局からの通知や鉦業原簿閲覧に依存している状況が確認された。本来、課税情報は納税義務者の申告により県が把握する仕組みであり、申告が適正に行われれば、県は必要な情報を確実に把握できる。申告が行われていない現状は、制度の趣旨に反し、課税漏れのリスクを高める。県は、申告義務の内容や手続を納税義務者に周知し、適正な申告が行われる体制を整える必要がある。</p>

【意見】 27件

番号	ページ	税目等	意見の表題
意見 3-1	42～ 43	3 契約	自動車税に係る申告書受付に係る業務（一者随契）及び軽自動車税環境性能割に係る申告書受付に関する業務（一者随契）における随意契約の継続に伴う競争導入可能性の検証及び選定理由の明確化について
意見 3-2	44	3 契約	自動車税納税通知書等作成に係る業務委託（一般競争入札）における一者応札の継続と競争性確保の課題について
意見 5-1	71～ 72	5 税務総合システム	電子申告利用率向上に向けた周知広報活動について
意見 5-2	72～ 74	5 税務総合システム	実際に作業するシステムエンジニアの能力の吟味について
意見 5-3	74	5 税務総合システム	受託業者が将来も安定して古いプログラミング言語に対応するために次世代の人材育成体制を構築していることの確認について
意見 5-4	75	5 税務総合システム	セキュリティ対策（ウイルス対策）の適用状況とサービスレベル指標について
意見 6-1	84～ 85	6 個人県民税	市町村における家屋敷課税対象者の捕捉方法を十分把握していないことに起因する課税公平性上の課題について
意見 8-1	103 ～ 105	8 個人事業税	平成27年度の包括外部監査における指摘・意見に対する改善措置の未履行について（個人事業税内訳書に係る現地調査の実施状況）
意見 9-1	114 ～ 116	9 法人県民税	平成27年度の包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置の未履行について（ハローワーク等の求人情報を利用した未登録法人の捕捉、返戻法人一覧表を利用した追加調査の実施）
意見 10-1	122	10 法人事業税	外形標準課税対象法人に限定した調査運用の問題について

番号	ページ	税目等	意見の表題
意見 10 - 2	122 ～ 124	1 0 法人事業 税	平成 27 年度の包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置の未履行について(外形標準課税対象の会社への法人調査の実施間隔)
意見 12-1	136	1 2 不動産取 得税	減額申告処理の遅延及び情報伝達体制の不備に伴う延滞金発生事案について
意見 12 - 2	137 ～ 138	1 2 不動産取 得税	不動産取得税における課税権消滅発生と未然防止体制強化の必要性について
意見 14 - 1	149 ～ 150	1 4 ゴルフ場 利用税	鹿児島県税条例第 66 条第 2 項の適用可能性の通知について
意見 15 - 1	156 ～ 157	1 5 軽油引取 税	軽油引取税納入申告書における免税証添付状況の記録方法について
意見 15 - 2	157	1 5 軽油引取 税	免税軽油申請手続における確認用チェックリスト運用上の問題点について
意見 15 - 3	158	1 5 軽油引取 税	免税証交付申請書の決裁欄運用の不統一によるリスクについて
意見 15 - 4	158 ～ 159	1 5 軽油引取 税	免税証受付枚数確認事務の効率化及び正確性向上について
意見 16 - 1	170	1 6 自動車税	使用実態を失った福祉車両の把握体制について
意見 16 - 2	171	1 6 自動車税	目的使用率の算定及び区分判定に係るチェック体制の強化について
意見 17 - 1	181	1 7 鉾区税	鉾区税の 1 0 0 %徴収について

番号	ページ	税目等	意見の表題
意見 18 - 1	188	1 8 核燃料税	核燃料税の現地調査方法について
意見 19 - 1	194	1 9 狩猟税	申告書への書類の添付について
意見 20 - 1	205 ～ 206	2 0 産業廃棄 物税	産業廃棄物税に関する現地調査について
意見 20 - 2	206	2 0 産業廃棄 物税	特別徴収義務者の登録、登録内容の変更及び消滅の処理について
意見 21 - 1	217	2 1 徴収事務	個人県民税の重点強化対策について
意見 21 - 2	218	2 1 徴収事務	事業別滞納整理状況一覧表の活用について

総括

本年度の包括外部監査では、「県税の賦課・徴収に係る事務の執行及び管理状況について」をテーマに検証を行い、【指摘】14件、【意見】27件が確認された。これらの内容を踏まえると、県税務行政の適正性をより確実に担保するためには、①人材育成、②組織的管理体制の強化、③関係行政機関との連携強化、④過年度指摘に対する改善措置の履行という四つの観点から、計画的かつ継続的な改善が求められる。

1) 人材育成

本年度の監査では、税務総合システムの仕様書作成における記載の不明確さ、雑所得に係る所得区分の確認未実施、家屋敷課税における課税対象者の捕捉方法の理解不足、軽油引取税に係る免税証交付申請書の決裁欄運用の不統一など、各税目に固有の課税要件の確認方法や調査手続に関する理解が職員間で統一されていないことが複数確認された。これらは、事務が依然として属人的に運用されている状況を示すものであり、専門知識の体系的な習得、OJTの標準化、文書作成能力の向上等、人材育成の強化が不可欠である。特に、税目ごとに求められる課税判定の手順、確認すべき資料、調査の深度等を明確化し、組織として統一的に運用するための研修体系の整備が求められる。

2) 組織的管理体制の強化

誤謬処理すべき事案を修正申告として処理したことに起因する二重調定及び収入未済発生事案の発生、自動車税減免審査における突発事案控除後の目的使用率に基づく改善指導未実施、県公式サイトに掲載された税額表の誤記載など、確認体制やチェックフローの不備に起因する事案が散見された。これらは、個々の担当者の努力だけでは防ぎきれず、組織としての内部統制が十分に機能していないことを示している。

今後は、ダブルチェック体制の徹底、決裁手続の明文化、システム処理に関する統制の強化、文書・データの更新管理ルールの整備など、組織的な仕組みとしての再構築が必要である。また、突発事案の取扱い基準を明確化し、判断のばらつきを防ぐ体制を整えることも重要である。

3) 関係行政機関との連携強化

家屋敷課税に係る課税対象者の捕捉方法の把握不足、未登録法人の捕捉におけるハローワーク等の情報活用不足、不動産取得税における情報伝達体制の不備など、県単独では解決が難しい事案が複数確認された。課税の公平性と網羅性を確保するためには、市町村との定期的な情報交換や国機関との連携強化、課税対象者情報の共有ルールの整備、共同研修や事例共有の実施など、広域的な協働体制の構築が不可欠である。関係機関との連携を強化することで、県税務行政全体の実効性が高まることが期待される。

4) 包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置の履行

令和7年度の監査では、平成27年度包括外部監査の指摘・意見に対する改善措置が未だ十分に履行されていない事案が複数確認された。家屋敷課税の課税対象者の捕捉方法、個人

事業税内訳書に係る現地調査、外形標準課税対象法人への調査など、改善措置が継続して実施されていないことは、組織としての PDCA サイクルが十分に機能していないことを示している。今後は、改善措置の進捗管理を徹底し、実施状況を定期的にレビューするとともに、改善内容を文書化して引継ぎを確実に行う仕組みを整備する必要がある。

以上のとおり、本年度の指摘・意見は、個別の事務処理の誤りにとどまらず、組織運営の根幹に関わる課題を示している。県としては、人材育成、内部統制、関係機関との連携、改善措置の履行管理といった観点から、計画的かつ継続的に改善を進めることにより、税務行政の適正性・公平性・効率性を一層高め、県民からの信頼向上につなげていくことが期待される。